

非常変災時における臨時休園措置等の判断基準

1 高槻市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発表された場合

	警 報	対 応 (1号)	対応 (2号+3号)
登園前	午前7時～9時までにすべての警報が解除された場合	登園	安全確認後→保護者へご連絡→開園 (通常給食又は簡易給食)
	午前9時現在、いずれかの警報が発表されている場合	臨時休園	自宅待機
	午前9時～12時までにすべての警報が解除された場合	臨時休園	安全確認後→保護者へご連絡→開園 (簡易給食又はお弁当)
	午前12時～午後2時までにすべての警報が解除された場合	臨時休園	安全確認後→保護者へご連絡→開園 (給食中止：昼食を済ませて登園してください・おやつはあります)
	午後2時の時点でいずれかの警報が解除されていない場合	臨時休園	臨時休園
登園後	いずれかの警報が発表された場合	お迎えをお願いします(ただし、市がお迎えに来ていただくのを、危険と判断する場合は待機となります) ※お迎えの後、警報が解除になった場合も臨時休園になります	

- 大型の台風接近時など、警報の発表が明らかに予想される場合は、保育幼稚園総務課の指示により、前日までに臨時休園を決定する場合があります。

2 高槻市に「特別警報」が発表された場合

	警 報	対 応
当日	「特別警報」が発表された場合	臨時休園

- 避難勧告等に従い避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまるなど、直ちに命を守る行動をとるようにしてください。
- 翌日の措置については、施設や施設周辺の状況により判断します。

3 高槻市に震度5弱以上の地震が発生した場合

	地 震	対 応
当日	震度5弱以上の地震が発生した場合	臨時休園

- 登降園中に震度5弱以上の地震が発生した場合について、揺れが収まった後、園か自宅の近いほうに避難するようお願いします。
- 登園後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、事前に保護者にお知らせするルールに基づき、降園とさせていただきますので、お迎えをお願いいたします。
- 震度4以下の場合は原則通常どおりとしますが、被害状況により臨時休園とする場合があります。
- 翌日の措置については、施設や施設周辺の状況により判断します。

4 高槻市に避難準備情報等(警戒レベル3、警戒レベル4等)が発表された場合

- 施設によって、お迎えをお願いする場合があります。

上記の基準に関わらず、親子で登園するのが危険であると保護者が判断する場合は、状況が落ち着き、安全が確認されてから登園してください。この場合は、その旨を園へお知らせください。